

平成 25 年 5 月 22 日

規制改革会議議長

岡 素之

規制改革会議の活動報告(5月－②)

1. 最優先案件(保育)

保育に関する当会議と厚生労働省との協議過程で、社会福祉法人の経営情報の公開に関する意見交換を行った結果、5月15日開催の第9回本会議において、厚生労働省より、当会議の要請に沿った形の回答を得た。⇒ 別紙①

2. 当会議としての答申

- 1) 現在、4つのワーキング・グループ(健康・医療、エネルギー・環境、雇用、創業等)において、それぞれの優先検討項目について、国際先端テストの効果的活用も図りながら、5月下旬から6月上旬を目処の取りまとめに向け、関係各省との協議を重ねている。
- 2) 上記と並行して、当会議全体の答申については、6月中旬に政府が打ち出す「成長戦略」、「骨太方針」への盛り込みを視野に入れ、6月上旬までに取りまとめるべく、5月15日開催の第9回本会議で具体的な審議に着手した。

3. 規制改革ホットラインの受け付け状況

⇒ 別紙② (5月15日開催第9回本会議における事務局報告)

4. 農業分野への取組について

当会議における農業分野への取組については、産業競争力会議における議論、並びに政府の方針・政策の方向づけを見守りつつ、しかるべき時機が到来した段階でしっかり対応することとしてきた。

ここに来ての産業競争力会議の議論の進展に加え、総理を含めた閣僚メンバーで構成される「農林水産業・地域の活力創造本部」が設置される運びとなったことも踏まえ、5月15日開催の本会議において、農業を取り上げることを決定した。

以 上

(別紙①)

社会福祉法人の経営情報の公開に関する回答

平成 25 年 5 月 15 日
厚生労働省社会・援護局

- 1 現在、社会福祉法人の財務諸表については、法律上、サービス利用を希望する者から要請があった場合に閲覧させなければならないよう、規定しているほか、通知上、広報誌やインターネットを活用すること等により自主的に公表することが望ましいとしている。
- 2 平成 24 年度分の財務諸表については、更に一歩進めて、広報誌やインターネット等により一般に公表するよう、法人の所轄庁（国及び地方自治体）を通じて各法人に対して周知するとともに、指導してまいりたい。
- 3 併せて、所轄庁等のホームページ等でも、所管する社会福祉法人の平成 24 年度分の財務諸表が閲覧できるようにするよう、所轄庁に対して、協力を要請してまいりたい。
- 4 また、「2」及び「3」の取組状況を調査の上、その結果を平成 25 年 9 月末までに報告する。
- 5 その上で、すべての社会福祉法人について、平成 25 年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、平成 25 年中に結論を得る。

規制改革ホットラインの受付状況について

1. 受付件数

規制改革ホットラインの受付件数については、平成25年3月22日の受付開始後、5月13日までに702件の提案をいただいている。

このうち、4月19日までに受け付けた596件について、規制改革推進室において内容の確認・精査を行い、5月2日に所管省庁に対し368件の検討要請を行ったところである。

2. 提案内容

所管省庁に対し検討要請を行った提案の内訳は、以下のとおりである。

| | | | |
|-------------|------|----------|-----|
| ・金融・証券・保険関係 | 120件 | ・交通関係 | 19件 |
| ・エネルギー・環境関係 | 43件 | ・法務関係 | 19件 |
| ・社会保障関係 | 27件 | ・雇用・労働関係 | 14件 |
| ・建築・土木関係 | 25件 | ・情報通信関係 | 14件 |
| ・健康・医療関係 | 23件 | ・その他 | 45件 |
| ・経済・産業関係 | 19件 | | |

3. 今後の流れ

所管省庁からの回答については、適宜「規制改革会議」（必要に応じてワーキンググループ）に報告する。このうち、更に精査・検討を要すると認められるものについては、必要に応じ「規制改革会議」（必要に応じてワーキンググループ）において対応する。

また、4月20日以降に受け付けた提案についても、内容の確認・精査を行った後、概ね2週間ごとに所管省庁に対し検討要請を行っていくこととしている。